

平成15年7月1日
金融庁

平成15年度金融庁政策評価実施計画

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。以下、「法」という。)第7条の規定及び「金融庁における政策評価に関する基本計画」(平成14年4月1日金融庁訓令第5号。以下「基本計画」という。)に基づき、金融庁の行う政策評価に関する実施計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成15年7月1日から16年6月30日までとする。

2 平成15年度における政策評価の取組み方針

昨年に引き続き実績評価方式による評価を実施することとし、実施に当たっては、中長期的な観点から課題を検討のうえ、今後の重要な政策について評価することとする。その際、可能な限りアウトカム(国民にもたらす成果)の視点から目標を捉え、それを達成するための政策を体系的に整理したうえで、政策評価の対象とする。

また、本年度より、政策評価をより一層予算の作成に活用する観点から事業評価方式による事前評価を実施するとともに、政策効果や改善点をより明らかにする観点から、特定のテーマについて様々な観点から掘り下げて分析する総合評価方式による評価を実施することとする。

3 実績評価方式による評価

(1) 評価対象とする政策

「実績評価における政策・目標一覧」(別紙)に示した政策を対象とする。

なお、別紙に掲げる政策・目標は、本計画策定時点において見込まれるものであり、その後の状況の変化により、変更があり得る。

(2) 評価の方法等

計画期間終了後、各政策について、平成15年度の取組み状況を踏まえつつ、それぞれの目標に照らして達成状況の評価を行う。

また、平成15年度実績評価書は平成16年8月末を目途として策定・公表する。

4 事業評価方式による評価

情報等の分野の事業（平成16年度において予算措置を伴う事業のうち新規あるいは拡充を予定する主なもの）について事前評価を行う。

5 総合評価方式による評価

次のテーマを対象に総合評価を行う。

- ・電子金融取引への金融行政上の対応（平成15年度に着手）
- ・金融システム改革（日本版ビッグバン）（平成15年度以降に着手）

実績評価における政策・目標一覧(平成15～19年度)

法定任務	基本目標	重点目標	政策	15年度重点施策	参考指標
金融機能の安定	1 金融機関が健全に経営されていること	(1) 不良債権問題が正常化されること (2) 金融機関のリスク管理態勢が確立されていること	主要行の不良債権処理の促進 リレーションシップバンキングの機能強化 効果的なオフサイトモニタリングの実施 リスクに対応した実効性のある検査の実施 早期警戒制度、早期是正措置制度の的確な運用等	金融再生プログラムに基づく措置の必要に応じた実施 RCCの一層の活用 産業再生機構との連携 リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの実施 中小企業対策との連携 総合的な監督指針(監督ハンドブック)の作成・実施 保険 アクチュアリーを活用した効果的なオフサイトモニタリングの実施 証券 オフサイトモニタリングの運用の定着 検査に係る基本方針・計画にて策定し実施 情報収集・分析態勢の強化 早期警戒制度の的確な運用と一層の拡充 早期是正措置の新BIS規制への対応	不良債権の状況《16年度末までに主要行の不良債権比率を半分程度に低下》 オフバランス化の状況 RCCによる53条買取実績の状況 産業再生機構への意見通知等の状況 機能強化計画の達成状況 中小企業再生支援協議会の対応状況 報告徴求の拡充及び分析等の実施状況 報告計数にかかる分析等の実施状況 検査実施状況(検査実施件数等) 事務ガイドラインの整備状況

	<p>2 金融システムの安定が確保されていること</p>	<p>(1) 金融システムの安定に支障が生じる事態が顕現化せず、安定が維持され、金融機関破綻時においても混乱なく円滑な処理が図られること</p> <p>(2) 国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること等</p>	<p>資本増強行の経営の健全化</p> <p>システミックリスクの未然防止</p> <p>新しい公的資金制度の必要性などについて検討し、必要な場合は法的措置</p> <p>ペイオフ解禁に対する周知徹底</p> <p>円滑な破綻処理のための態勢整備</p> <p>国際的な金融監督基準のルール策定等への貢献</p> <p>新興市場国の金融当局への技術支援</p>	<p>経営健全化計画のフォローアップ</p> <p>預金保険法第102条の適切な運用</p> <p>金融審議会でとりまとめ</p> <p>ペイオフ解禁に向けての情報提供</p> <p>名寄せデータの正確性の向上</p> <p>関係機関等との連携強化</p> <p>バーゼル銀行監督委員会、IOSCO、IAIS等の国際フォーラムにおける国際ルール策定等への積極的な貢献</p> <p>新興諸国の金融当局を対象とした研修事業等の実施</p>	<p>経営健全化計画の履行状況</p> <p>りそな銀行の経営健全化計画の履行状況</p> <p>制度の検討・整備の状況(公的資金ワーキング・グループの開催実績)</p> <p>預金保険制度についての国民の理解の状況(アンケート調査による預金保険制度認知度、ホームページ・アクセス件数)</p> <p>名寄せ検査及び是正に向けた施策の実施状況</p> <p>各国際フォーラムにおける国際的ルール策定等への参画状況(国際的なルール策定作業、当庁の活動等)</p> <p>研修事業等の実施状況(アンケート調査等)</p>
--	------------------------------	--	--	--	--

預金者、保険契約者、投資家等の保護	1 国民が金融サービスを適切に利用できること	<p>(1) 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること</p> <p>(2) 国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していること</p> <p>(3) 金融分野において個人情報適切に取り扱われていること</p> <p>(4) 企業内容の情報開示が十分行われていること</p>	<p>保険におけるセーフティネット等のあり方についての検討</p> <p>各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどに係る情報の提供</p> <p>金融分野における個人情報保護のための適切な対応</p> <p>証券取引法に基づくディスクロージャーの充実</p> <p>会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化</p> <p>公認会計士監査制度の整備・改善</p>	<p>保険のセーフティネット等のあり方についての検討</p> <p>金融庁ホームページの充実 金融知識の普及活動・情報提供（預金保険制度、保険、証券投資、貸金業者等に関する情報）</p> <p>金融分野における個人情報保護のあり方検討</p> <p>投資家保護の観点からのディスクロージャーの継続的整備・改善（目論見書の見直し、EDINETの着実な実施）</p> <p>（財）財務会計基準機構「企業会計基準委員会」の活動支援 企業会計審議会による企業結合会計基準の整備</p> <p>公認会計士監査制度に関する政省令の整備</p>	<p>保険におけるセーフティネット等のあり方についての検討状況</p> <p>各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについての理解の状況（ホームページ・アクセス件数）</p> <p>政府全体としての方針等を踏まえた金融分野における個人情報保護の検討状況（金融審議会等での検討実績）</p> <p>法令等の整備状況 EDINETの利用状況（EDINETによる提出会社数、ホームページ・アクセス件数）</p> <p>企業結合会計基準の整備状況</p> <p>公認会計士監査制度に関する政省令の整備状況</p>
	2 金融機関等が金融サービスを公正に提供していること	(1) 金融機関等の法令遵守態勢が確立されていること	利用者保護の観点からの厳正で実効性のある検査の実施	<p>検査に係る基本方針・計画にて策定し実施 必要に応じて検査マニュアルの整備・見直しを行うなど、利用者の視点に立った検査の実施</p>	検査の実施状況（検査実施件数、勧告件数等）

	3 市場が公正であること	(1) 証券市場において取引の公正が確保されていること	<p>金融機関等の法令遵守に対する厳正な対応</p> <p>貸金業者に対する的確な監督</p> <p>証券市場の公正性を損ねる証券犯罪及び悪質な市場仲介者の徹底摘発、並びに証券市場における公正な価格形成等の確保</p> <p>証券市場に対する監視機能の強化</p>	<p>的確で厳正な行政処分 行政処分等において行った法令解釈の周知 事務ガイドラインのタイムリーな整備、見直し 業界自主規制ルールの策定</p> <p>登録審査の強化 情報収集態勢の整備 関係省庁との緊密な連携</p> <p>証券犯罪の徹底摘発について、犯則事件の厳正な調査を実施 悪質な市場仲介者の徹底摘発について、検査に係る基本方針・計画にて策定し実施 証券市場における公正な価格形成等の確保について、不審な取引に対する迅速な審査を実施</p> <p>監視機能の強化に向けた検討</p>	<p>行政処分の実施状況（行政処分件数） 法令解釈の説明状況</p> <p>事務ガイドラインの整備・見直し状況 業界自主規制ルールの策定状況</p> <p>登録状況（新規登録件数） 情報収集態勢の整備状況（収集情報の件数） 関係省庁との連絡会の開催状況</p> <p>犯則事件の告発状況（犯則事件の告発件数等） 検査の実施状況（検査実施件数、勧告件数等）</p> <p>取引審査の実施状況（取引審査実施件数等）</p> <p>監視機能の強化に向けた検討状況</p>
円滑な金融等	1 我が国金融が金融環境の変化に適切に対応できていること	(1) 多様な資金需要・投資ニーズに対応できる証券市場となっていること及び証券市場への資金の流れが拡大すること	個人投資家の参加拡大	<p>改正証取法の円滑な施行に向けた政省令の整備及び制度の周知徹底等 証券会社・投資信託委託業者・投資顧問業者の最低資本金の引き下げ 民間による個人株主の育成・拡大に向けた取組みに対する支援 新証券税制の積極的広報及び税制改正要望</p>	証券市場への個人投資家の参加状況（個人金融資産に占める株式投資信託の割合、個人株主数、個人株主株式保有比率）

	<p>2 金融機関の企業活動が活発に行われていること</p> <p>3 金融機関等が犯罪に利用されないこと</p>	<p>(2) 金融インフラが IT 化等に対応したものとなっていること</p> <p>(3) 企業金融が円滑に行われること</p> <p>(1) 自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行われること</p> <p>(2) 新規参入等を通じて競争が促進されていること</p> <p>(1) 金融機関等がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されないこと</p>	<p>証券市場の機能拡充</p> <p>証券決済システムの改革</p> <p>中小企業金融の円滑化</p> <p>規制改革推進 3 か年計画（再改定）の着実な実施</p> <p>金融行政の透明性の向上に向けた情報発信</p> <p>信託業のあり方についての見直し</p> <p>マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化</p>	<p>取引所制度の検討 資産の流動化の促進</p> <p>株式振替制度に関する法令の整備</p> <p>意見交換会等での要請 貸し渋り・貸し剥しホットラインの活用</p> <p>金融市場の活性化、金融機関の経営効率の向上等に向けた各種規制の見直し</p> <p>検査マニュアル、事務ガイドラインの公表 金融行政の広報の充実</p> <p>金融審議会での検討結果の取りまとめを踏まえ、所要の法案を提出</p> <p>研修会及び意見交換会の実施 外国 FIU との連携強化</p>	<p>取引所制度の検討状況 資産の流動化の促進状況</p> <p>株式振替制度の利用状況</p> <p>収集情報の状況（受付件数）</p> <p>規制改革推進 3 か年計画（再改定）の進捗状況</p> <p>ホームページの充実状況</p> <p>信託業法等の整備状況</p> <p>各業界及び法執行当局との意見交換会の開催状況 外国 F I U との協議及び国際会議への参画状況</p>
--	---	---	---	--	---

（注）重点目標を達成するための政策の記載に当たっては、各政策の特に重要と考えられる重点目標の下に記載しているところであり、政策によっては他の重点目標の達成に資することに留意。

(業務支援基盤整備に係る政策)

分野	課題	政策	15年度重点施策	参考指標
1 人的資源	(1) 専門性の高い人材の育成	専門的研修の実施	金融環境に応じた研修の実施 通信研修の導入	研修の実施状況《研修後のアンケート調査結果「全体的によかった」「効果がある」と回答する割合 概ね9割を目標》 通信研修の実施状況(受講者数、修了状況等)
2 情報	(1) 国民サービス向上のための行政の情報化 (2) 行政事務の効率化のための情報化 (3) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析	行政手続きのオンライン化の推進 行政事務の電子化 専門性の高い調査研究の実施 金融研究研修センターの機能拡充	申請・届出等手続きのオンライン化 IT関連の庁内における体制整備 モニタリングシステムの整備 金融検査監督データシステムの整備 証券総合システムの整備 金融環境に応じた調査研究の実施 庁内へのフィードバックの充実 金融研究研修センターの情報発信機能の拡充	申請・届出等手続きオンライン化の状況《オンライン化比率 15年度末に100%を目標》 システム開発等に関する規定の整備状況 研究成果の公表状況(公表論文等の本数・分野) 庁内へのフィードバックの状況(ワークショップの開催数) 金融研究研修センターの機能拡充状況

(注) 課題を達成するための政策の記載に当たっては、各政策の特に重要と考えられる課題の下に記載しているところであり、政策によっては他の課題の達成に資することに留意。